

# 松島中学校いじめ防止対策基本方針

## 1 いじめ防止対策に関する基本的な方針

### (基本理念)

いじめは、どんな社会においても絶対に許されるものではない。近年、いわゆる「いじめ問題」が社会的にクローズアップされる中、国はH25年に「いじめ防止対策推進法」を制定し、その対策を行っている。学校においても法の下に、生徒の健全な心身の発達及び安心、安全な教育環境を構築していくことが必要である。本校の学校教育目標に、めざす生徒像として「生命を大切にし、人権を尊重する生徒」「他を認め、共に高め合う生徒」という具体目標が示されており、学校、家庭、地域、関係機関と連携し、いじめ防止対策に誠意、取組んでいくことが重要である。

### (学校、職員の責務)

いじめのない安心、安全な教育環境を構築するためには、学校全体でいじめの早期発見に取り組むとともに、職員もいじめを絶対に許さないという強い意識を持って、家庭、地域、関係機関との連携を密にしながら、未然防止を図ることが大切である。いじめが疑われる場合は、適切かつ、迅速にこれに対応し、更に再発防止に努める。

## 2 いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。 文部科学省ホームページより引用

## 3 いじめ防止対策の基本事項

- (1) いじめ防止対策委員会を核とし、全校体制で、いじめの早期発見、早期対応、未然防止に努め、「いじめをしない、させない、見逃さない」を徹底し、いじめのない学校づくりに取り組む。
- (2) 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通うコミュニケーション能力を養うため、全ての教育活動を通じた、道徳教育及び体験活動教育等の充実を図る。
- (3) 学校、家庭、地域、関係機関との連携を図りつつ、組織的な体制のもと適切かつ迅速な対応に努める。
- (4) いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他の措置として、人権作文、「いじめ未然防止旬間」の取組等を実施する。

## 4 いじめの早期発見のための取組

- (1) 生徒対象いじめアンケート調査 年12回(1カ月に1回)
- (2) 保護者対象いじめアンケート調査 年2回(7月、11月)
- (3) 教育相談を通じた学級担任による生徒からの聞き取り調査 年2回(5月、11月)

## 5 いじめ防止対策委員会の取組

- (1) 名称：いじめ防止対策委員会(生徒指導委員会の中に位置づける)
- (2) 目的：いじめ発生時における、取組と対応について話し合い、問題解決を図る。
- (3) 取組内容：
  - ① 事案の調査方針、方法、担当者の決定
  - ② 事実の確認と情報整理・分析、原因の追及
  - ③ 対応策の検討・実施監督
  - ④ 校内関係部署への報告・連絡・相談と情報提供
  - ⑤ 関係諸機関との連携(教育委員会、警察、児童相談所、医療機関等)
- (4) 構成メンバー  
校長、教頭、生徒指導主事、教育相談担当、学年生徒指導、養護教諭、生徒サポート

## 6 インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

(1) 生徒及び保護者が、発信された情報の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処できるように、必要な啓発活動として、関係機関による安全学習支援授業を実施する。

## 7 いじめに対する措置

- (1) いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行う。
- (2) いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒、保護者に対する支援と、いじめを行った生徒及びその保護者への助言を継続的に行う。
- (3) いじめを受けた生徒等が安心して教育を受けられるための必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。
- (4) いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- (5) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

## 8 重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

- (1) 重大事案が発生した旨を、教育委員会に速やかに報告する。
- (2) 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- (3) 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- (4) 上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

## 9 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

- ア いじめの早期発見に関する取組に関すること。
- イ いじめの再発を防止するための取組に関すること。

## 10 いじめ発生から対応までフローチャート

